

議員全員協議会会議録

(令和6年2月21日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和6年2月21日(水)
招集場所 大会議室

出席議員

議長	佐々木 史仁	副議長	鷹野 正志
議員	尾崎 恵一	議員	嘉喜山 茂
議員	池田 栄次	議員	吉田 茂生
議員	少林 法子	議員	石川 秀夫
議員	金繁 典子	議員	原田 達也
議員	中野 光博	議員	山下 正敏
議員	那須 芳人	議員	吉村 直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多 幸雄	局長補佐	小松 一恵
--------	-------	------	-------

説明のため出席した者

町長	清水 雅文
副町長	木原 荘二
教育長職務代理者	酒井 平雄

(総務課)

課長	立花 慶司	課長補佐	上田 耕平
課長補佐	近平 高宜		

(選挙管理委員会)

課長補佐	山下 公久
------	-------

(企画財政課)

課長	清水 雅人
----	-------

(消防本部)

消防長	浅海 宏貴
-----	-------

(町民課)

課長	中田 章	課長補佐	中田 旬美
----	------	------	-------

(水産課海業推進室)

室長	浜辺 隆博
----	-------

(商工観光課)			
課長	兵頭重徳		
(水道課)			
課長	中道泰生	課長補佐	都築智也
(保健福祉課)			
課長	中川菊子	課長補佐	倉野豊成
(高齢者支援課)			
課長	織田浩史	課長補佐	加洲能子
(生涯学習課)			
課長	坂本一利	係長	濱岡邦之
(御荘B&G海洋センター)			
所長	清水良一		
(消防本部庶務課)			
課長	守口庸夫	係長	桑山義央
(消防本部防災対策課)			
課長	土居章二		
(一本松支所)			
支所長	入江昌晃	課長補佐	中松勝二
(西海支所)			
支所長	伊田光洋	課長補佐	小澤豊

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 愛南町地域コミュニティ施設の条例の改正案について
- 2 愛南町旅客船等の設置及び管理に関する条例の一部改正(案)について
- 3 コンビニ交付システムの導入について
- 4 先進的海洋センター整備事業の審査状況について
- 5 あけぼのグラウンド改修工事について
- 6 第9期介護保険事業計画における介護保険料について
- 7 津島水道企業団と宇和島市水道局の事業統合に向けた基本協定(案)について
- 8 災害時等の協力に関する協定について
- 9 津波避難ビルへの屋外階段の設置について
- 10 水槽付消防ポンプ自動車更新について
- 11 職員の服務等に関する見直しについて(会計年度任用職員の勤勉手当の支給について／宿日直の見直しについて／定数条例の改正について)
- 12 愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 13 選挙公報発行条例の検証について

○鷹野副議長 全員そろいましたので、定刻をやや過ぎましたが、ただいまから第3回議員全員協議会を開会いたします。

まず、議長、挨拶をお願いいたします。

○佐々木議長 皆さん、臨時議会に引き続きの会議、お疲れさまでございます。ただいまより、第3回議員全員協議会を開催いたします。

若干、午後にも時間がかかろうかと思いますが、最後まで熱心な御協議をよろしく願いをいたしまして、簡単でございますが開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○鷹野副議長 続いて、町長、挨拶をお願いします。

○清水町長 議会臨時会に引き続きまして、議員の皆さんにおかれましては、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、先ほどの議会臨時会におきましては、教育長の任命に御同意をいただき、誠にありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。濱見教育長には、これまでに培われました見識を十分に発揮していただき、愛南町の教育行政を推進していただきたいと思っております。

さて、本日は、災害時等の協力に関します協定や3月定例議会に提案予定の案件など、13件の事前説明や報告を担当課長等からさせていただきますので、御意見等をよろしく願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。

そして、先ほどの会の中で、自分が個人名を言った部分がありましたので、削除させていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○鷹野副議長 それでは、これからは議長の議事に従って進めたいと思います。お願いいたします。

○佐々木議長 それでは、次第に沿って始めたいと思います。

まず1番、愛南町地域コミュニティ施設の条例の改正案について、担当課・理事者の説明を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。愛南町地域コミュニティ施設条例の改正案についてです。

今回の改正は、1ページから3ページまでの使用料に関する条例の改正と、4ページの施設の設定及び管理に関する条例の、2つの改正について説明をさせていただきます。

1ページの1の(1)、料金改定の経緯です。新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが昨年5月に5類に変更され、人の移動が活発になってきており、四国遍路やスポーツ合宿等の利用によって入浴者及び宿泊者は増加傾向にあります。一方で、昨今の燃油価格の高騰や諸経費が上昇する中、宿泊料金は平成26年度より据え置いたままの状態です。このため、安定的な経営を目指す中で、営業収入の約20%を占める宿泊料等の値上げを行うことが、自主運営に向けた取組として必要なため、改正するものです。

(2)の対象施設は、ゆらり内海・山出憩いの里温泉・一本松温泉あけぼの荘です。

(3)料金改定案は、別紙のとおり、次の2ページから3ページを御覧ください。それぞれ、施設ごとの上段の黒い文字が現行の値段、それから下段の赤字が今回の改正価格です。

もう一度1ページにお戻りください。

中段の(4)が料金改定に伴う試算です。年度別の宿泊者数からの推移から、今回の料金改定の米印の総額分の平均値を掛けますと、黄色の枠の金額が増額分の試算となります。

4ページへお進みください。コミュニティ施設の設定及び管理に関する条例の改正案です。

(1)から(3)までの3施設の廃止等の経緯を説明しております。

(1)の石垣の里だんだん館は、指定管理者の外泊地区より、昨年11月に高齢化等により、指定管理は残っておりますが今年度で運営管理を辞退したいとの申出がございました。このため、次年度以降の指定管理者を選定するための公募をしましたが、応募はありませんでした。今後につきましては、普通財産として活用等も含め、検討していきたいと考えております。

(2) の篠山登山口の第一駐車場にある篠山休憩宿泊所は、建築から50年が経過し、著しい老朽化に雨漏りもひどく、近年は利用実績がない状態が続いており、今後の利用も見込めません。このため、次年度以降の解体に向けた調査等を進めていくことから、今回、削除することといたします。

(3) は昭和63年3月建築の鹿島レストハウスについて、平成30年9月に発生しました台風24号の強風で屋根が大破し、さらにシロアリによる建築躯体の被害により、平成31年度当初予算に解体費用を計上し、令和2年3月17日に撤去をしました。

中段以下の別表は、3施設の廃止による部分を削除します。併せまして、休業日も修正しました。

以上が、愛南町コミュニティ施設の条例の改正案についての説明です。商工観光課の報告は以上です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 営業収入の2割を占める宿泊料の値上げを行うということなんですけれども、これ上げて大丈夫かどうかというのは考慮されていますか。その資料があれば説明ください。

というのが、今、サンパールがなくなって、あそこにホテルができるといううわさを町民の方たちがよくされています。民間のホテルが来るということがどうも決まったようだという話を聞くんですけれども、そこがどうも5,000円弱で泊まれるような価格帯のビジネスホテルということで、もしそれが本当であれば競合が現れるわけですね。ここで値上げをして本当に大丈夫なのかと、外部要因なども考えていらっしゃると思うんですけれども、その点の説明をお願いします。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 サンパール跡地のホテルにつきましては、まだ何も決定しているわけではありませんので、何も聞いておりませんので、その辺については何もお答えすることができません。

ただし、今回の改正につきましては、燃油等、諸経費が高騰しておるということで、どうしても経費が圧迫してしまうのでということの状況で値上げをした経緯が一番ですので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 商工観光課長は知らないということなんですけど、町長はどうなんですか。あのサンパール跡地。愛南町も南レク株式会社に株式を1割ぐらいでしたか持っていますので、ぜひ今の状況を説明いただければと思います。

○佐々木議長 清水町長。

○清水町長 お答えします。その件については、確定ではないといいますが、まだ先方のほうの都合で、恐らく、まだ諮っていないというような形しか聞いていないんですよ。先方は一応、買うか買わないかは別にして、一応話は来ているということまでは聞いています。ですけど、向こうのほうが決まって、幾らで買いますと、その部分については聞いていないです。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

吉村議員。

○吉村議員 今、サンパールの話が出たんですが、実は一般質問でもどうかと思って、ぜひ一般質問をしてくれということで、12月に分厚い封筒が私のところに届いたんですけれども、これは協議会なので。

実は、サンパールは御承知のようにああいいう形になって、町も出資をしておると。町長も取

締役ということで、実は、サンパールの備品を町内のある事業者が、ホームページに自分の顔写真入りで、5人で2トン車で2日間かかったといったか何かで、自分のところの店の2階に備品を持って行っていると。その中には、写真も全部出ていましたので、カラー写真で、余談ですけれどもうちから寄附、サンパールにやった備品も入っていたんですけれども。倒産して、要は泣いた従業員も含め、何人もおるんですよ。

そういうことで、これは備品といえども処分して、これを要は害を被った人々にするべきではないかと。それをぜひ取り上げてやってくれという、実は来たんですけれども、写真は全部見ましたけれども、匿名だったので、私はもう取り上げもしなかったのですが、今、どうしようかなと思っていたら、たまたまその話が出たのであれですけれども、その辺、町長、暇なときで結構ですので、公ではないので、ちょっとそういうことを、町長は取締役なので、その辺どうなのかを、個人が備品を勝手にやったみたいな書き方をしておったのですけれども、あくまでも匿名ですので、その辺ちょっと回答は結構ですので、今度、調査だけしておいてください。個人的には、私に説明は要りませんけれども、でもやっぱりああいう形で。

(発言する者あり)

○吉村議員 いや、ちょっとその辺が分からないので。ただ、文書の内容からすると、よっぽど詳しい人間が書いてきておるんやなというのは、実はあれで。議長だけにはちょっと相談したら、議長も実は私も納入金額の僅かしかもらっていない、泣き寝入りしている部分もあるんやという話を個人的にされよったのですけれども、それらを踏まえて、そういう事実があるということで、その辺、余談ですけれども、たまたま出ましたのでお願いします。

○佐々木議長 答弁は要りませんね。

○吉村議員 答弁は要りません。

○佐々木議長 分かりました。

清水町長。

○清水町長 今話を初めて聞いたのですけれども、全然知らなかった。

(発言する者あり)

○佐々木議長 よろしいですか。

この件に関してはよろしいですか。1番に関しては終わりたいと思います。

続いて2番。愛南町旅客船等の設置及び管理に関する条例の一部改正(案)についてを議題とします。担当課の説明をお願いいたします。

伊田西海支所長。

○伊田西海支所長 それでは、旅客船等の設置及び管理に関する条例の改正案の説明をさせていただきます。

今回、条例改正に至った経緯なのですが、指定管理者から燃料費高騰による鹿島定期往復航路料金の条例改正の要望があったこと。昨年8月30日から本年1月24日まで開催した観光振興のワークショップにおいて、観光船欠航時に体験できるコンテンツを作成してはどうかと委員から意見があったこと。昨年8月29日開催の産業厚生常任委員会所管事務調査、アフターコロナの観光振興において、少林議員から鹿島定期航路が安すぎるのではないかと指摘があったこと。鷹野議員から、利用客増加につながる特化した取組として、リピーターを増やすため魚の餌づけコースを行ってはどうかと指摘があったことにより、今回、条例改正を提案するものです。

それでは、資料を説明させていただきます。

まず、1の条例改正の目的ですが、燃料費高騰により、鹿島定期航路の料金を引き上げ、併せて利用客増加につながる特化した取組として、欠航時などに実施できる餌づけコースを加え、旅客船の安定的な運営を図ろうとするものです。

次に、2の旅客船の現状です。まず(1)の燃料費ですが、燃料単価は当該年度の平均額を

記載しております。平成30年度の軽油単価84.24円と令和4年度の113.44円を比較すると、約135%、29.24円の増となっております。なお、直近の令和6年1月の軽油単価は119.9円となっており、平成30年度と比較すると、約142%、35.66円増となっております。

次に(2)ですが、1往復の船ごとの燃費を算出いたしました。ガイアナ2がリッター274メートル、ユメカイナがリッター146メートルとなっております。次に、観光船の燃費と、令和4年度の軽油平均単価113.44円を基に、各航路往復の燃料費を算出しております。一番高額となっておりますのが、黒瀨経由うどコースで、往復8,547円となっております。

次に(3)の欠航日数ですが、平成30年度から令和4年度の欠航日数を掲載しております。155日から217日欠航となっております。

次に、2ページをお開き願います。

3の関係法令等ですが、まず(1)ですが、令和4年10月、総務省自治行政局からの通知があり、エネルギーコストの上昇に伴い、指定管理者が負担する経費が増加するものと考えられ、協定書に基づき地方公共団体と指定管理者が協議し、取扱いを決定することが必要との内容でした。

次に(2)ですが、令和3年4月1日に契約を締結した協定書18条の3の規定で、指定管理者は、損害・損失や費用負担が発生した場合には愛南町へ協議を求めることができ、愛南町はその求めに応じなければならないとなっております。

次に(3)ですが、指定管理者が購入する軽油に関しましては、免税軽油制度により、申請によりリッター当たり32.1円が今も免除されております。

次に(4)の条例改正案の要点でございますが、鹿島の定期船往復料金を、大人を510円から910円とし、小人を260円から460円に改め、コースに新たに餌づけを加え、大人を460円、小人を230円としております。

次に(1)の鹿島定期コースですけど、令和元年度から令和3年度のコロナ禍を除き、平成30年度、令和4年度、令和5年度の収支を算出しております。人件費は船長1名、甲板員1名、アルバイト1名分で、運行した日数で算出しております。赤字は改正案の額で算出したものですが、3か年で37万円から64万円、歳入差引額が増となります。

次に3ページをお開き願います。

資料5に関しましては、今回、改正する条例の別表の改正案を添付しております。

最後に、資料6の条例改正の施行予定期日は、令和6年4月1日施行予定となっております。

以上、担当課からの説明を終わります。よろしくお願いたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質問はありませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 今回、鹿島への定期航路往復の使用料を値上げすることなのではございますけれども、海中公園の展望料のほうは据置きのままなのか、それでよいのか。それと、今回、餌づけコースを新たに設定するようですが、どのような具体的内容なのか、お伺いをいたします。

○佐々木議長 伊田西海支所長。

○伊田西海支所長 海中公園、瀬ノ浜から出航する船のほうの収支も、30年度から5年度まで試算したんですけど、ユメカイナに関しましては収支黒字で、ガイアナ2が若干、赤字でしたが、鹿島定期航路ほど歳出の赤字が目立っていませんので、今回は鹿島のみ要望いたしました。

餌づけコースは今も指定管理者のほうは、例えば瀬ノ浜から通常、海中公園を観覧できる黒瀨コースにユメカイナかガイアナで行っておるんですけど、透明度が悪いときは、例えば黒瀨で、申し訳ないということで黒瀨からうどに行ったり、申し訳ないということで餌づけコースをやっているようなんですけど、現在、餌づけコースは使用料で定めていませんので、料

金を取っておりませんので、今回、条例を提案させていただきました。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。金繫議員。

○金繫議員 既に餌づけされているということなのですが、餌づけコース、これは条例を定めて町も認めるということになると、魚への餌づけというのは海洋生態系に深刻な影響を与えていると言われているんです。だから少し調べたらそれは分かると思うんですよ。町が条例を定めて後押しするという事になったら、損害賠償請求されるということも出てくると思います。

例えばサンゴ礁が、藻がサンゴ礁を窒息死させてしまうとか、オニヒトデが大量発生するとか、様々な。魚自体も今まで食べたことがないような人間が食べるもの、パンとか御飯を食べ、体の中の細菌が変わって窒息死するという事とも言われています。そういう海洋生態系への深刻な影響について、調べられましたか。

○佐々木議長 伊田西海支所長。

○伊田西海支所長 生態系の調査は行っておりません。

ただ、この件を実施する前に土佐清水の環境省に関して、法的な規制はないかとは確認はしており、環境省のほうは問題ないということでした。単に、例えばオキアミをまくのであれば。以上です。

○佐々木議長 金繫議員。

○金繫議員 環境省は法的に問題はないと言ったんですよね。海洋生態系に一切問題がないと言いましたか。

○佐々木議長 伊田西海支所長。

○伊田西海支所長 その辺は回答はいただいておりません。

○佐々木議長 金繫議員。

○金繫議員 環境省は、法的に問題がなかったらそれでいいんですよ。愛南町が被害を受けたら、愛南町民が未来にわたって被害を被るんです。ですから、西海支所長としては、海洋生態系への影響を独自に調べる必要があると思います。これ、調べてもらえませんか。条例を提出するまでに。

○佐々木議長 伊田西海支所長。

○伊田西海支所長 日がありませんが、研究したいと思います。

○佐々木議長 よろしいですかね。これで2番を終わりたいと思います。

続きまして、3番。コンビニ交付システムの導入についてを議題とします。担当課の説明をお願いいたします。

中田町民課長。

○中田町民課長 町民課から、コンビニ交付システムの導入について報告させていただきます。

資料3を御覧ください。

初めに、コンビニ交付の概要ですが、コンビニ交付はマイナンバーカードを利用して、申請書を記入することなく、全国のコンビニエンスストア各店舗などに設置されている交付端末機から、住民票の写しなどの証明書を取得することができるサービスで、マイナンバーカードのメリットとして国が強く導入を促進していることや、マイナンバーカードの普及拡大などを背景に、全国では約7割の自治体がコンビニ交付を導入しており、県内でも14市町が導入しています。

本町では現在、人口の約8割、1万5,600人余りの方がマイナンバーカードを所有しており、コンビニ交付に関する問合せなどが増加していることや、県内外自治体の導入実態などを踏まえて、本町でもコンビニ交付システムを導入することとしました。

コンビニ交付を利用する際は、利用者証明用の電子証明書が搭載されているマイナンバーカードが必要で、取得できる証明書は住民票の写しと印鑑登録証明書になります。利用可能時間

は、土日祝日などの役場閉庁日を含む、午前6時30分から午後11時の間ですが、年末年始やシステムメンテナンス日は利用できません。

導入スケジュールですが、関係機関との協議やシステム構築作業などを円滑に進め、令和7年1月からコンビニ交付を開始する予定です。

最後に、今後の対応ですが、令和6年度当初予算にシステム構築業務委託料555万円、サービス開始後の運営経費として、電算システム保守委託料やコンビニ交付運営負担金など46万6,000円を3月議会定例会に上程させていただきます。

報告は以上になります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

尾崎議員。

○尾崎議員 コンビニ交付システムを導入するということではありますが、これは管内のコンビニ店舗に設置をするということでしょうか。

○佐々木議長 中田町民課長。

○中田町民課長 お答えいたします。管内にコンビニ店舗に設置する、設置は既に全てのコンビニに設置をされております。これは先ほども少し報告させていただきましたけれども、管内というわけではなく、これは愛南町がもしコンビニ交付を導入とした場合は、愛南町の町民の方が、例えばですが東京に仕事等で行かれた際に、住民票の写しまたは印鑑登録証明書が必要になったときでも、東京のコンビニ、全国全てのコンビニで取得できるようになるものです。

一番のメリットは午前6時半から午後11時ですので、通常、8時半から17時15分まで、仕事を休んで取りに来ていただくということもなく、自分の都合のよい時間に証明書を取ることができるというものになります。

以上です。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 以前、質問をさせていただいて、この導入を促進してくださいということをしたのですけれども、そのときは費用対効果、愛南町の場合は全くこういうことはできませんという回答をいただきました。今回、その回答が、今回は導入ということで、これはいいことなのですから、何で、導入に至った経緯、説明をいただきたいと思います。

○佐々木議長 中田町民課長。

○中田町民課長 お答えします。今、吉田議員から、令和3年9月の決算審査会時の議員全員協議会の中で、吉田議員のほうからコンビニ交付についての問いがありました。

そのとき私のほうで、まず当時のマイナンバーカードを持っている人の割合、これが当時で約3割、システム導入の経費、これが当時で2,400万円プラス運営経費として400万円、500万円というのがかかりますということで、当然、コンビニ交付はマイナンバーカードを持っている人が利用することになるわけですから、投資に対してマイナンバーカードを持っている人が、先ほど申し上げましたとおり3割程度であったことから、少しこの点も含めて慎重に調査研究していく事案になりますということで、お答えをさせていただきました。

今回、マイナンバーカードにつきましては先ほども御説明いたしましたけれども、令和4年度のほうで町としては8割を超える方が今、マイナンバーカードを持っております。システム導入に至る経費、これは前回2,400万円ということでお答えをさせていただきましたけれども、前回につきましては、戸籍の証明書も含んだものを発行証明書に入れておりました。ところが戸籍法の改正がありまして、早速、来月の3月1日から、戸籍謄本・除籍謄本につきましては全国全ての自治体で取得することができるようになりましたので、今回、戸籍謄本を外すことによって、大幅に導入経費、運営経費が削減できることとなりました。

具体的な金額で申し上げれば、導入経費につきましては今回、前回お示しした額の約4分の

1、年間の運営経費につきましては約7分の1ということで、大幅な削減が見込まれますので、今回、町としてはほかの自治体も既に導入しておりますので、愛南町も導入のほうを行うとしたものであります。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

金繫議員。

○金繫議員 いいことだと思います。これは独自に、町民課のほう頑張っていて実現しようとしているのですが、これ、ほかの課も各種申請、もうそろそろ愛南町もスマホ申請できるようにできないのですか。

例えば黒潮町、ラインで画面一番下のところにバナーが6つぐらいあって、その中に各種申請というバナーがあります。それをクリックすると、本当に介護申請から何から、申請をそこできるとなっているんですよ。いまだに、例えば水道課、開栓・閉栓は窓口まで来いと、海辺の久良や深浦のおじいちゃん、おばあちゃんがバスに乗ってでも来いと。こんなつらいことを町民に強いているというのを一刻も早く解消していただきたい。これ、町民課だけではなくてほかの課もできないんですか。総務課長になるのかもしれないんですけど、町長、お願いします。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 私のほうからお答えさせていただきます。

金繫議員が言われました1つの申請で、先ほど介護保険の申請、黒潮町ではできますよということでありましたが、本町におきましても、介護保険の申請など幾つかの申請につきましてはネット上で申請が可能になっております。そのことにつきましてはちょっと広報にも掲載して、サービスを開始しましたという形でお知らせをしているところであります。

ただ、全ての申請がネット上という環境ではございませんので、行政サービスの向上を目指して、これからも構築は目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繫議員。

○金繫議員 頑張っている課と、そうではない課とバラバラで、町民は迷惑なんですよ。迷惑というか、利便性を全然考えてもらっていないわけで、町長、これ連携してやるように号令を出してもらえませんか。そうしたらすぐにできると思うんですよ、町長。

○佐々木議長 清水町長。

○清水町長 自分も研究させていただきたいと思います。担当のほうに、一応、その指示を出して、それで研究させていただきます。

○金繫議員 お願いします。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 質疑がないようなので、3番を終わりたいと思います。

続きまして、4番、先進的海洋センター整備事業の審査状況についてを議題とします。担当課の説明を求めます。

坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 生涯学習課から、先進的海洋センター整備事業の審査結果について報告いたします。資料はありません。

議会の皆様方には、昨日、タブレット端末でお知らせしておりますが、審査の結果は不採択となったことを報告いたします。

審査結果の理由としまして、海のうつわというコンセプトや、なりわいとして多様な海を感じ、体験させるという考え方が今までになく先進的であり、これまで実施しているぎょしょく

プログラムについても独自性があり、事業のPR方法やソフトプログラムの計画を国と連携して実施できる魅力的な提案内容であったと考えます。しかし、建設予定地が町の中心部から車で20分以上離れた場所であり、今後、周辺ににぎわいが生まれる環境ではないこと、水面までのアクセスに難点があり、日常的な利用に支障があることなどを勘案して、計画が不十分であると判断をしたという理由でありました。

なお、最終的に本町ともう1つの自治体の、2自治体が残っていたということは聞いておりましたが、最終的に残った自治体については、自治体名等は明らかにされておりませんが、そちらについても引き続き、継続審査ということは伺っております。

以上、報告を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、4番を終わりたいと思います。

続きまして、5番、あけぼのグラウンド改修工事についてを議題とします。担当課の説明を求めます。

坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 生涯学習課から、あけぼのグラウンド改修工事について御説明いたします。

資料5を御覧ください。

まず、目的についてですが、平成27年度にえひめ国体開催に向け新たに人工芝を敷設してリニューアルしたあけぼのグラウンドは、令和7年度に愛媛県で開催される日本スポーツマスターズ2025サッカー競技会場に決定しております。開催に当たりましては、競技場が日本サッカー協会(JFA)の公認を得る必要があることから、現在、劣化が著しい状態の人工芝の改修(張替え)を令和6年度予算に計上し、工事を実施しようとするものです。

人工芝の劣化状態につきましては、資料2ページの写真を御覧ください。

上の写真が設置当初の劣化していない写真で、下の写真が現在の状況です。御覧になってお分かりかと思いますが、これまでの使用により芝が切れて、芝の下に敷いているゴムチップが露出しており、ピッチ全体のクッション性がなくなっているという状況にあります。

1ページにお戻りください。

2の人工芝の改修(張替え)について御説明いたします。

人工芝の張替え予算は、新設時は工事請負費として予算計上しましたが、今回の改修では人工芝の撤去工事、路盤整備工事、雑工事に係る費用を工事請負費として計上し、新しい人工芝の敷設に係る費用をリース料、これは8年リースを計画しております、として分割して予算計上したいと考えております。今回、人工芝をリース契約とすることで、改修に係るトータルコストの削減と支出の分散化を行い、町予算の健全化を図るものであります。

令和6年度の具体的な予算ですが、管理委託料として99万円、人工芝のリース料351万円、これは1月から3月までの3か月間を想定しております。人工芝改修(撤去)工事費として2,016万8,000円、合計で2,466万8,000円となります。

(2)の財源については、先ほどの6年度予算の2,466万8,000円の全額について、企業版ふるさと寄附金を充当する予定のため、町の単独予算は発生いたしません。

(3)のトータルコストの比較についてですが、先ほど、今回の改修は人工芝をリース契約でと説明しましたが、リースとするその理由を御説明いたします。資料には、全てを工事費として一括して執行するパターンと、人工芝をリースとしてこれ以外を工事費とする場合の2つのパターンを表に示しております。

工事費一括予算で工事を実施する場合は、令和6年度単年で全予算の執行は終わりますが、総予算で1億5,715万9,000円かかります。リースを取り入れた場合は、総予算1億3,

248万円となり、比較すると、トータルの予算ベースで2,467万9,000円安くなることから、今回、人工芝のリース導入を行うものであります。

この安くなる要因としましては、工事費としますと設計上、現場管理費などの諸経費が発生することになります。この諸経費は事業費全体の約15%を占めますので、今回の工事に当てはめると約2,400万円が諸経費に該当するということになります。これをリース契約とすることで、この諸経費が発生しなくなることが大きな予算削減の要因となります。

次に、3の改修スケジュールですが、実施設計は今年度、既に完了しております。令和6年度の9月から12月の間で工事を実施し、1月中旬にJFAの公認検査を受ける予定としておりまして、令和7年9月に開催されるスポーツマスターズ大会に備える予定としております。

最後に、4の人工芝の再利用について御説明いたします。現在のあけぼのグラウンドの人工芝は、先ほどの写真のとおり芝丈が短くなって、サッカーに適さない状態化が進んでいますが、グラウンドゴルフやソフトボールでの利用は十分可能であることや、先般、グラウンドゴルフ愛好者から日頃練習を行っている南レク5号公園グラウンド、これは南レクプールの隣、テニスコートを挟んだ隣になります、への人工芝の移設について要望をいただいております。また、再利用することで人工芝の処分費約2,500万円が軽減されることなどから、南レク5号公園グラウンドへの既存人工芝のリサイクル移設を検討して、有効活用を図りたいと考えております。

説明は以上です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 質疑がないようなので、5番を終わりたいと思います。

続きまして、6番、第9期介護保険事業計画における介護保険料についてを議題とします。担当課の説明を求めます。

織田高齢者支援課長。

○織田高齢者支援課長 第9期介護保険事業計画における介護保険料について、高齢者支援課から御説明させていただきます。

まず1、改正の趣旨でございますが、介護保険料は介護保険法（平成9年法律第123号）第129条の規定により徴収することとなっており、同法第117条の規定による市町村介護保険事業計画に基づき、3年に一度改正するものであります。なお、今回の介護保険事業計画は、第9期愛南町介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）となります。

2番の、介護保険料の算定について御説明させていただきます。介護サービス費は、利用者負担、1割及び所得に応じて2割・3割負担があるのですが、この利用者負担分を除いた費用の総額を公費、国・県・町の公費と、被保険者、65歳以上の第1号と40歳以上の第2号被保険者の保険料で2分の1ずつ負担するように定められております。

今回、第9期愛南町介護保険事業計画で、3年間に必要となるサービス事業量の推計を行うことで、第1号被保険者の保険料を算出することになります。なお、推計及び算定については、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムの入力等により、愛媛県とも連携しながら算出しております。

(1)の被保険者の推移と推計の表を御覧ください。過去の人口推移の実績から将来の推計を行っております。第1号被保険者については、令和3年度から徐々に減少傾向にあります。また、第2号被保険者についても減少傾向にあります。

次に(2)、下段の表ですが、要介護・要支援認定者の推移と推計でございます。被保険者に対する要介護・要支援認定者数の認定率の実績を勘案して推計をしております。令和3年度から令和5年度の第8期計画に引き続き、第9期計画もほぼ横ばい傾向にあります。

2ページ目を御覧ください。

(3)の第9期介護保険事業計画に係る介護給付費についてです。

①の介護予防サービス給付費、これは要支援1・2の認定者が対象になるのですが、これについては前ページで推計された要支援認定者数の見込数等から、事業量を推計しております。

次に、②の介護サービス給付費ですが、これは要介護1から5の認定者が対象になりますが、これについては前ページで推計された要介護認定者の見込数等から事業量を推計しております。

③の標準給付費の合計は、令和6年度から8年度までの各年度の合計額で、介護給付費、①と②の合計と、高額介護サービスや審査支払手数料等を合計した額になります。

次に、④ですが、標準給付費の推移と推計につきましては、第8期計画の令和3年度から年度別と期別の推移と推計を表しております。なお、標準給付費については増加傾向にあります。

⑤の地域支援事業費の推移と推計につきましては、第8期計画の令和3年度から年度別の期別の推移と推計を出しております。

3ページを御覧ください。

(4)になりますが、第1号被保険者の介護保険料基準額につきまして、まず①第8期と第9期の介護保険料基準額、これは月額になりますが、これの比較を御覧ください。先ほどの介護保険標準給付費と地域支援事業費を加えた総費用額で算定し、準備基金の取崩しなどを行った上で、第9期の介護保険料基準額については前の期と同様に据置きをしたいと考えております。

②の表ですが、これは第9期の第1号被保険者の保険料額の各段階の保険料を表しております。介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、今まで9段階あったものを13段階への多段階化と、高所得者の保険料の引上げ、それと低所得者の保険料の引下げを図っております。なお、第1段階から第3段階までの低所得者については軽減措置が取られております。

以上、第9期介護保険事業計画における介護保険料についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。質疑ありませんか。

金繫議員。

○金繫議員 すいません、ちょっと分からないので教えてほしいのですが、3ページ目の保険料額、第3段階、世帯全員が住民税非課税で、第1・第2段階以外の方は保険料が軽減されることになるといえることですね。それ以外は、高所得者は増えると言われたんですけども、増えるところについては、どのぐらい増えるかという数値はあるのでしょうか。どの段階の人がどれだけ増えるというのは。

○佐々木議長 織田高齢者支援課長。

○織田高齢者支援課長 お答えいたします。まず、今回の多段階化による変更点なのですが、今まで第9段階が一番所得の高い部分だったのですが、それをまた所得の高い順に応じて13段階まで、9段階を引き上げたということになります。

それで、まず10段階目なのですが、これは所得金額が420万円以上になりまして、保険料の増額が年額1万4,700円になります。次の11段階なのですが、これは所得520万円以上になるのですが、これが年額2万9,300円の増になります。それから12段階目が620万円以上なんですけど、これが年額4万4,000円の増。それから最後、一番高い第13段階なんですけど、これは所得720万円以上で年額5万1,300円の増となります。

以上です。

○佐々木議長 金繫議員。

○金繫議員 すいませんが、それも合わせて資料のほうに、本会議までに付け加えていただいてもよろしいでしょうか。

- 佐々木議長 織田高齢者支援課長。
- 織田高齢者支援課長 分かりました。

(発言する者あり)

- 佐々木議長 金繋議員。
- 金繋議員 もう一点教えてほしいんですけど、第4段階から9段階の方たちについては、プラマイゼロと、増減なしということですのでよろしいんですね。

今、ちょうど政府が閣議決定した子ども支援金を介護保険料にも上乘せするという話なんですけれども、国会の議決はまだなんですけど、それが議決されたらまたここに、またプラスになってくるということなんですよね。理解としてはいいんですね。

- 佐々木議長 織田高齢者支援課長。
- 織田高齢者支援課長 その辺まではまだ国・県等からの通知がありませんので、その辺りはまた今後の情報について留意しておきたいと思います。
- 佐々木議長 よろしいですか。

ここで皆さんにお諮りします。このまま会を続けるか、休憩を取ってまた午後に再開するか、どちらにしましょう。休憩を取りましょうか。

それでは、暫時休憩をいたします。午後1時半から再開します。よろしくお願いいたします。

(休憩)

- 佐々木議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
7番、津島水道企業団と宇和島市水道局の事業統合に向けた基本協定(案)について、担当課の説明を求めます。
中道水道課長。

- 中道水道課長 では、資料7、津島水道企業団と宇和島市水道局の事業統合に向けた基本協定(案)について説明いたしますので、資料の1ページを御覧ください。

津島水道企業団と宇和島市水道局の事業統合につきましては、その背景に、水道を取り巻く環境の変化、一般に言う、人・物・金の問題があります。こうした中で、令和4年度策定の愛媛県水道広域化推進プランにおいて事業統合が推奨されたこと、水道広域化に伴う交付税措置が拡充されたことを受けまして、その後、令和4年8月1日に宇和島市、愛南町、津島水道企業団の3者で事業統合に向けた覚書を交わし、基本協定の締結に向けた協議を進めてきたところであります。

このたび、津島水道企業団より事業統合に向けた基本協定(案)が示されましたので、その概要について御報告させていただきます。

まず、(1)統合の方法及び経営の主体、統合の方法は津島水道企業団の全ての財産を宇和島市水道局に譲渡する垂直統合とし、経営の主体は業務を継承する宇和島市水道局となります。

次に、(2)統合の時期、統合の期日は令和7年4月1日とし、やむを得ない事由が生じたときはこの期日を変更できるものとしております。

続きまして、(3)経費の負担、経費の負担につきましては、統合に伴い、宇和島市水道局の柿原浄水場から津島水道企業団の施設を運転監視するための中央監視設備整備事業に係る地方公営企業繰出基準に該当する経費と、現在も負担しております山財ダム及び県営かんがい排水事業に係る県工事負担金を、これまでの負担割合を引き継ぎ、宇和島市が100分の84.2、愛南町が100分の15.8にて負担します。

2ページに移りまして、(4)津島水道企業団の解散と財産処分、津島水道企業団は、統合の前日の令和7年3月31日をもって解散し、企業団の全ての財産は、業務を継承する宇和島市水道局に帰属するものとします。

基本協定書(案)は、以上の4項目を盛り込んだ内容となっております。

また、最後に3の今後の作業スケジュールですが、年度内には基本協定の締結、また、来る

6月議会におきまして、津島水道企業団の解散並びに解散に伴う財産処分に関する議案を提出する予定ですので、議員各位におかれましては、御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、資料7の説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

金繫議員。

○金繫議員 これは愛南町の議会で議決するというものではないんですよね。

○佐々木議長 中道水道課長。

○中道水道課長 お答えいたします。先ほども言いましたけれども、6月議会におきまして、津島水道企業団の解散並びに解散に伴う財産処分に対する議案を提出いたしまして、御承認をいただく予定になっております。

○佐々木議長 金繫議員。

○金繫議員 分かりました。愛南町議会議員にも御承知おきくださいということでしたので、質問というか要請なのですけれども、経緯のところはこの統合の目的が書いてありますよね。より効率的な事業運営と経営基盤の強化が必要とされていると。この2つの、企業団の事業統合が推奨されるということなのですが、ではこの目的を達成するために効率的な事業運営、経営基盤強化がどうなるのか、どういう見込みなのかというのがあってこそ、やっぱりこれを出してきていると思うのですが、そのデータというか基礎資料が全くないので、それを6月議会までに、愛南町議会ではないですけれども、私たちも理解しておく必要があるんで、こういう効率化が見込めますのでこれを出していますという根拠を出してくださいようお願いしたいと思います。これは、議会基本条例10条に基づいて要請します。

○佐々木議長 中道水道課長。

○中道水道課長 今、金繫議員の言われたデータといいますか、根拠につきましては、津島水道企業団のほうに資料の提出をお願いしたいと思っております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 経緯のところ、経営基盤の強化とかということが書かれているわけなのですが、先ほど、コミュニティ施設条例の改正とかもありましたが、では愛南町の水道は経営基盤をこの先どうするのか、その辺、方針がある程度決まっていれば教えてほしいです。

○佐々木議長 中道水道課長。

○中道水道課長 それは愛南町が経営基盤の強化として広域化を進めていくかどうかという質問でしょうか。

○佐々木議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 料金改定も含めて、やはりもう料金改定しなければ、先ほどもあったように経費高騰とかということがあるんだから、当然、検討すべきだと私は思いますが。

○佐々木議長 中道水道課長。

○中道水道課長 私どもといたしましては、料金改定、今の現状ですと大変経営も厳しくなっておりますので、料金改定に向けた協議を現在進めておるところでございます、3月下旬に水道事業運営審議会を開催いたしまして、そういった協議を進めていく予定にしております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにございませんね。

それでは、7番を終わりたいと思います。

続きまして、8番、災害時等の協力に関する協定について、担当課の説明を求めます。

土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 失礼いたします。防災対策課より、災害時等の協力に関する協定につきまして御説明いたします。資料8を御覧ください。

愛南町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合並びに平常時において、円滑かつ迅速な応急対策業務の遂行及び災害からの早期復旧を図るため、このたび、愛南漁業協同組合が所有する施設を使用することに関し、災害協定を締結する予定としております。

このたびの災害協定により、使用させていただく予定の愛南漁業協同組合の施設は、家串にございます廃フロート施設です。場所につきましては、資料を御確認ください。

このたびの災害協定の内容案といたしましては、1、災害時に備えて平常時より備蓄物資を保管する場所として使用。2、救援物資及び調達物資等の一時的な集積場所として使用。3、応急対策業務に係る町外からの支援車両・重機等の駐車及び応急対策業務に要する資機材の仮置き場として使用。4、避難者の収容。

以上、4つの協定内容案となっておりますが、現在、内容の詳細を調整中でございます。

今後の取組予定といたしましては、現在調整中の災害協定内容を確定後、災害協定締結の実施、災害協定締結後、来年度の予定とはなりますが、廃フロート施設敷地空きスペースに平常時より備蓄物資を保管する防災倉庫を整備する予定としております。

以上、防災対策課より、災害時等の協力に関する協定についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑はありませんか。

少林議員。

○少林議員 能登の地震があつて、今、いろいろなもの見直しや準備をさらに進められていると思うのですが、協力の内容の4番に、避難者の収容というふうにあります。ここを一時避難場所としても使っていくということを計画されているのでしょうか。

○佐々木議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。現在の計画では、一時避難場所として使用することも計画しております。一時的に地域の方が避難してきて、幸い施設内に雨風をしのげる倉庫もございますので、そちらを避難場所として活用できればと計画しております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいでしょうか。

原田議員。

○原田議員 予定してこの施設ですが、これは海拔何メートルあるのか。

それと、この施設は以前、アコヤガイの貝殻の処理施設であったと思ったのですが、これ、再稼働はもうないんですかここは。どうですか。

○佐々木議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 まず、1点目の海拔については、およそ20メートルと記憶しております。

2点目の貝殻の処理については、資料8にございます、ちょっと図面が小さくて大変恐縮なのですが、②処理貝殻等置き場という屋根がついたところに、地域の方が貝殻を、私も見学に行ったときに常時軽トラ等で持ち運びはされておりました。処理施設倉庫、①のところ、2ページ目に処理施設倉庫内の参考画像を提示しておりますが、こちらのほうが廃フロートの処理施設になっております。

先ほどの1ページ目の資料に戻っていただいて、真ん中のほうに旧処理施設機械という機械が、大きい物があるのですが、2ページ目の処理施設全景の写真を見ていただいたら分かると思うのですが、こちらの機械は稼働しておりません。

以上です。

○佐々木議長 よろしいでしょうか。

金繫議員。

○金繫議員 これは、協定ができれば避難者も収容できるということで、できたらいいなと思うのですが、内海半島の住民の皆さんは、津波の災害の際には一本松に避難ということでしたけれども、ここに避難するという計画になるのでしょうか。

もう一点は、災害拠点をつくるという話がちょこちょこ出てくるのですが、その進捗状況も併せてお聞かせください。特に旧西海中学校を災害拠点にするということで、道路の建設も進んでいるのですが、あそこの中学校の災害拠点化はどのような進捗状況か教えてください。

○佐々木議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。まず、1点目の一時避難場所として活用されるということで、金繫議員がおっしゃられたのは、昨年度御説明いたしました津波避難計画での、由良半島部の住民の方が一本松のほうの施設に避難するということをおっしゃられていると思うのですが、まずはこちらのほうが一時避難場所として活用できればと思っております。長期間避難されるのではなくて、一時的に避難されて、現在の計画では昨年度御説明いたしました、津波避難計画に基づく一本松地域への避難施設で長期の避難生活を送るような計画となっております。現時点では。

2つ目が、災害拠点施設の進捗状況です。西海中の特に施設の進捗状況でございますが、西海の道路につきましては担当部署のほうに適宜、事業のほうを進められていることと思います。西海中につきましては、地元の自主防災会の皆様が防災訓練なりをして、西海中に保管しております備蓄物資等を、確認・点検を兼ねて常時利用しているところであります。

その後、拠点として新たな整備等は、主立ったものは、大まかな整備等はまだ進められていないところですが、今後、今年度より取りかかっております事前復興計画策定、こちらの業務上でも西海中を含めまして、災害拠点となる施設の整備・強化についても検討、協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

那須議員。

○那須議員 これは、3月定例には出ない部分なのでお聞きをするのですが、備蓄物資とか支援物資を置いたりとか、機材を置いたり、一時的に使うみたいなのですが、その後、この場所の前に広い埋立ての土地がありますよね。それも、これができたらアライバづくりができたので、続いて、13軒ぐらいあって、家串に住んでいない人もいます。でも、いざとなったときはここを利用してもらえませんかという、そういう投げかけは、同時にすべきだと思いますので、ひとつお願いしておきます。

○佐々木議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。那須議員がおっしゃられた、こちらの愛南漁協の施設の道路を挟んで前の土地のことだと思うのですが、こちらの所有者の方、まだ所有者の方は少ないのですが、そういった那須議員が御提案あったような、たら話といたら失礼なのですが、お話、御相談のほうはさせていただいております。

今回の愛南漁協様との協定が締結されて、今後、そういった一時避難場所としての機能強化を進めてまいりたいと思いますので、そういった那須議員の御提案があったようなことにつきましても、随時進めていけたらなというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに。

吉田議員。

○吉田議員 2点ございます。

備蓄物資を保管する防災倉庫を整備予定ということで、どの場所にそれは造る予定なのかというのが一つと、それから廃フロートが、これいつ何どき起こるか分かりませんから、例えば満杯の状態、臭いとか相当籠もっていると思うんですけども、この状態の中で本当に災害時に使えるのかどうかというところの検証は、計画の中でしているのでしょうか。その2点、お願いします。

○佐々木議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 まずお答えいたします。1点目の、備蓄物資の保管場所の倉庫の建設予定、設置予定につきましては、今のところ計画しておりますのが、1ページ目のちょっと図面が小さくて恐縮なのですが、②番の処理貝殻等置き場の屋根がある右側に、航空写真のほうは緑が茂っているのですが、これは今、草刈りをしまして、倉庫が置けるほどの広さがあることを確認しております。こちらについては、愛南漁協の職員様立会いの下、こちらに倉庫等を置かせていただくことはできないでしょうかということ御相談しております。

2番目の、廃フロートが満杯の場合の避難の検証については、正直なところこれからになっております。そちらについては、愛南漁協のほうと協定の内容を詰める上で、そちらについても検証し、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、8番を終わりたいと思います。

続きまして、9番、津波避難ビルへの屋外階段の設置についてを議題とします。担当課の説明を求めます。

○佐々木議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 続きまして、津波避難ビルの屋外階段の設置につきまして、御説明いたします。資料9を御覧ください。

津波避難ビルの機能強化につきましては、以前、全員協議会のほうで御説明いたしましたが、改めまして御説明いたします。

津波避難ビルにつきましては、津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対し、やむを得ず適用される緊急的・一時的な避難施設であります。津波発生時に緊急的に津波避難ビルへ避難しなければならない場合におきまして、外部からの容易な避難経路を確保するため、津波避難ビルの機能強化といたしまして、屋外階段の設置を行う予定としております。

整備予定場所につきましては、現在、津波避難ビルとして指定しております御荘中学校の普通教室等を整備予定としております。

予定事業費といたしましては、来年度当初予算にて、事業予算2,874万4,000円を予算計上する予定としております。内訳につきましては記載のとおりでございます。財源といたしましては、緊急防災・減災事業債を活用する予定としております。

整備計画案といたしましては、令和6年度当初予算におきまして、先ほど説明いたしました工事請負費ほか事業に係る予算の計上を行い、予算が議決されましたら、新年度になりまして入札契約締結後、工事に取りかかり、8月末に屋外階段設置の工事が完成できればと、現在のところ計画をしております。

以上、防災対策課より、津波避難ビルへの屋外階段設置についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

尾崎議員。

○尾崎議員 愛南町は津波避難ビルがないので、これはもうぜひとも必要なことであるんですけれ

ども、これらを設置した後に、やっぱり1晩くらい、2晩過ごすことも考えられますが、この屋上に防災倉庫、こういったものを設置する考えはあるのかないのか。また、これを活用した避難訓練、こういったことについてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○佐々木議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。まず1点目の津波避難ビル、御荘中学校の屋上に防災倉庫の設置については、まだ御相談程度ではございますが、そういったところも今、計画しております。こちらにつきましては、学校のほうとも工事完成後、協議いたしまして、整備してまいりたいというふうに考えております。

2点目の避難訓練につきましては、こちらについては自主防災組織の方、こちらの対象となる自主防災組織の活動が非常に活発な地域でございまして、防災訓練や避難訓練をされている地域となっております。そちらの自主防災会と連携いたしまして、先ほど御提案いただきました避難訓練の実施につきましても、実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 池田議員。

○池田議員 これ、ちょっと図面を見せてもらったんですが、避難階段の入り口は、平常時はドアがついて施錠されていると思うんですが、能登半島地震でもちょっと見受けられたようなのですが、非常時に入り口が開かないというので、ケイカル板を、ドアの小窓のところをケイカル板にされているのは、いざというときに容易に破れるという意図があるのでしょうか。

それと、非常時に施錠を解錠するのはどういう方法でやられているか。

それともう一つは、これは階段なのですが、車椅子の方とか足の不自由な方、その方々の避難計画はどのように考えられているかお伺いします。

○佐々木議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。まず1点目の入り口のドアにつきましては、能登半島地震等の状況等も確認いたしまして、緊急時の際、図面がちょっと小さくて大変恐縮なのですが、ドアの上部がケイカル板、緊急時はそちらを破ってドアを解錠することができる計画としております。

また、御荘中学校、現在も津波避難ビルとして指定しておりますので、こちらのほうに震度を感知して自動で鍵ボックスのドアが開く、鍵ボックスを設置しております。そちらを必要に応じて場所を移動するなりして、有事の際も、例えば鍵を持っている方が来なくても、鍵が取れるような仕組みを計画しております。

3つ目の、設計上、今、階段で設計しております。先ほど池田議員がおっしゃられたように、例えば車椅子の方とか、介助の必要な方の避難につきましては、今回、計画するに当たって、お隣の宿毛市の先進事例を拝見いたしました。宿毛市でもその辺りのことを計画していたらしいのですが、屋外階段につきましては、今回については、先ほど冒頭で説明いたしましたように、時間的猶予がないというところもございまして、スロープということも計画はしていたのですが、今回は階段ということにさせていただいております。

避難計画につきましては、自主防災会と連携いたしまして、介助の必要な方の確認、そして避難についても確認いたしまして、安全に避難できるように連携できればというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 鷹野議員。

○鷹野副議長 今、池田議員が言ったことなのですが、まず、自分が思っていたのが、7年前、区長らしよって、青い国ホテルとうちの前の伊予銀の社宅、これを避難ビル協力店ということで、一応、災害があったときに避難できる建物ということで、なりました。それからやっここに来て、非常用の避難ビルへの誘導ということなのですが、これを階段というか、私はこの場

所ではなくて、建物の横をスロープでずっと上がれるということをイメージしていました。この東側の。だから、広さといえば6メートルぐらいだから、この高さでらせんがつくので、45度ぐらいなので、これ、栄町らと一緒に避難訓練をしたときに、一応、御荘中学校の中の階段を使って3階まで移動したという、お年寄りさんの手を引っ張りながらやったということがあるんですよ。だから、中の階段を利用することもできるんですよ。外づけの、破って入れるように。

そういうことで、区長会でもそういうことがあったらいいなということであれしたので、イメージ的には外の長い校舎を、スロープ、車椅子でも行けるような角度でという、1往復ぐらいで3階まで上がるか、1往復半で、屋上まで上がるということをイメージしておったのですが、あまり階段やと意味がないと思うんですが、どうでしょうか。

○佐々木議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。鷹野議員がおっしゃられることも、設計の段階で別案として考えはいたしました。

確かに、横の長いスパンでスロープというか、長くすれば車椅子等の避難も可能なのかなというふうにも考えたりはしたのですが、今回というか、検討していく段階で、我々もなかなか判断するために、お隣の宿毛市でいろいろお聞きしながら、今回整備する案につきましてはスロープではなく、今回の屋外の階段という選択肢となりました。

○佐々木議長 鷹野議員。

○鷹野副議長 やっぱりこれ、もう1回検討したほうがいいですよ。階段やったら、今ある既存の階段でも使えますから。やっぱり車椅子、あるいは年寄りが階段を上がれない、ゆっくりのスロープを上がる、それも時間をかけて上がる。階段やったらもう、ふうふう言うだけ。やっぱりそういうことを考えていかないと、健常者はもう普通の、今ついている校舎の階段で上がるんですよ。だから何のための避難タワーなのか。だから、要支援者とかそういう人を運ぶための避難タワーというか、避難ビルというか、そういうことを想定すべきだと思うんですよ。絶対検討すべきだと思います。どうでしょうか。

○佐々木議長 副町長。

○木原副町長 今の鷹野議員のおっしゃること、イメージというか理想は確かにそのとおりだと思います。ただ、横を使って、車椅子で仮に自力で上がっていくというのは、逆に戻ってくる可能性があるのも、これも相当危険だということを解釈しております。

これは、いつ起こるか分かりません。もし、平常時、日中に起これば、中学生の共助が大いに期待できて、そういう弱者も皆さんの力で屋上まで、あるいは3階まで連れて上がってくれることも可能です。逃げるにしても、御荘湾ですから40分以上の時間もありません。逃げ遅れた人のための避難ビルということなので、全員がそこに行くわけでもないし、だから、そこはもう共助の力を借りて。ただ、屋外に設置したというのは、あくまでもここが津波ビルですよというアピールというか、そういうために今回あえて屋外にこういう階段を設置して、屋上に御荘中学校津波避難ビルと大きく看板を掲げて、住民の方にも安心感を与えようということで、まず今回この取組にかかったのも、そこは全てを満たすとなるとなかなか難しいのですけれど、一旦、この計画で御理解をいただければと思っております。

以上です。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 命を守るためには、一つでも多くのこういう避難タワーがあればいいわけで、反対ではないのですけれども、考えるところはきちっと考えて、やっぱり弱者が使えるかどうかというのが一番大きなところだと思うんですね。再考の余地はあると思いますし、これだけ造ったからもう安心ということでは決してないので、津波避難タワー、宿毛市の場合はこの前言ったように、津波避難タワーがあって、こういう事業者のところに階段をつけて、避難道をつけて

いると。総合的に考えているわけです。単体で決して考えていないので、そこはもうちょっと、宿毛市の場合と愛南町の場合とは全く違いますので、本当に一人でも多くの人を生きさせるためにきちっとしてもらいたいのと、最近、能登半島の地震で、大分津波の想定時刻が随分早くなりつつあるといえますか、1メートル到達するのに15分とか、そういう形で今見直しをされています。だからそういうふうを考えていくと、決してこれでは安全ではないので、もうちょっとしっかり防災については計画をきちっとしてほしいなど。

一刻でも早く、一つでも多く早めに作ってほしいので、これについて別に反対してるわけはありませんけれども、いろんな考える余地をいろいろと検討していただいて、しっかりとした避難計画、それから避難タワー、こういったものをしっかり、単体でなくて総合的に考えてもらいたいなというふうに思います。そういう計画は今後あるのでしょうか。

○佐々木議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。吉田議員から御指摘いただきました件につきましては、全くそのとおりでございます。

まず、現在指定しております津波避難ビル、こちらについては、事業に取りかかるまでにスピード感を持って取りかかり、機能強化できるということで今回、事業提案させていただいております。

元日の能登半島地震以降、先ほど吉田議員がおっしゃられたように、津波の到達時間が早くなっているような印象を私も受けております。こちらにつきましては、先週開催いたしました防災事前復興フォーラムの中でも発表者のほうが発表したと思うのですが、愛南町につきましても今年度より事前復興計画の策定に取りかかっております。先ほどおっしゃられました避難計画につきましても、今年度より取りかかっております事前復興計画の中で、総合的に町民の方のお力添えをいただきながら、命を守る方策を強化していきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 質疑がないようなので、9番を終わりたいと思います。

続きまして、10番、水槽付消防ポンプ自動車更新についてを議題とします。担当課の説明をお願いします。

浅海消防長。

○浅海消防長 それでは消防本部より、水槽付消防ポンプ自動車更新について説明いたします。資料の1ページを御覧ください。

消防本部では約27年にわたり現場で活躍してきました水槽車を今回、新車両へと更新する予定としております。水槽車とは大量の水をタンクに詰め、消火栓等の水利がない火災現場での支援を主な目的とした車両であります。資料下段の左側の車両が現行の可搬ポンプが積載された水槽車であります。現行の水槽車につきましては、1に記載のとおり27年を経過しており、経年劣化等により修繕に伴う部品の調達等も難しくなっている状況や、積載資機材においても同様に経過していることもあり、新しい車両への更新が必要であります。

2の更新予定車両は、下段右側の水槽付消防ポンプ自動車であります。機能としましては、水槽容量は4,000リットル、放水能力は最大毎分2,300リットルで、自動泡混合システムを装備し、消火能力の向上・消火活動の効率化を図ることができます。火災に特化し、人命救助にも対応できる車両になります。

なお、この車両は国内で大規模災害等が発生した場合、被災地からの要請を受け、応援出動する緊急消防援助隊の車両に登録する予定です。

3の予算計上についてですが、令和6年度当初予算に計上し、財源は令和7年度までの時限措置であります緊急防災・減災事業債の活用を予定しております。資料の2ページには参考と

して、愛南町議会基本条例第10条に関する事項について記載していますので、お目通しをお願いいたします。

以上、水槽付消防ポンプ自動車更新についての説明とします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

吉田議員。

○吉田議員 2点ございます。まず一点は、緊急消防援助隊の登録車両ということで、災害が起こった場合、要請があればすぐ飛んでいかなければならないということなのですが、今、人員不足から、現在消防署の制度が今、2交代制になっています。緊急時に出動した場合に、果たして愛南町の火災とか、何か人身事故とかいろいろあった場合に、対応はできるのでしょうか。それがまず一点。

それから2点目については、水槽車、確かにこれは前回私も指摘したとおり、27年たって一番古い車両であります。これは更新の時期が来ていますので、更新に関しては何もありません。今回、いろいろと緊急防災・減災事業債を使うということでこういうふうな車両になったと思うのですが、これは例えば、水槽車の場合で、単体で今の水槽車の更新であれば、多分2,000万円、2,500万円ぐらいで更新できるのではないかなど。単体ですよ。現在の水槽車の更新であれば。今のはポンプは別について、ポンプ自動車も今、設置されていない状況ですよ。例えば、水槽車のみの機能と、それからポンプ車の機能と、どうしても必要であって一つになるのでしょうか。これは2つ、例えば購入しても7,997万円までかからないような気がするのですが、その点も考慮されて、今回この車両の更新ということになったのでしょうか。その辺の経緯についてお聞かせください。

○佐々木議長 浅海消防長。

○浅海消防長 まず1点目の緊急消防援助隊の件なのですが、消火小隊は5人で編成をしております、その5名が行くと、言われるように交代制には影響は出てきます。

東日本大震災のときに1週間程度行ったときに、それは3交代制だったので、そのときに2交代制にして対応しています。それと同様な体制で、消防のほうで交代制を解消していくというか、やっていくようになると思います。

それから、2点目の車の件なのですが、まず今の水槽車というのは、可搬ポンプを固定して小型動力式にして水槽車を運用しておりますので、動力がないわけではありません。動力がなければもっと安く更新ができると思いますけれど、この当時の、27年前に購入した金額ではできないとは思いますが、それ相応の購入費が必要だと考えております。

令和3年度以降に、県内、また隣の宿毛消防等でほぼほぼ同様のタンク付きの水槽車を購入しているということを確認しているのですが、宿毛市が少し容量とかは違いますけれど取得価格が約1億円で、今治が令和3年と4年に購入をしていますけれど、その価格が7,500万円代だったと記憶しております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑はありませんか。

金繫議員。

○金繫議員 すいません。今、現有の車両、白書に載っているのですが、確かにこの平成9年の水槽車が一番古いのですが、これ、買換えの基準のようなものは課内で持っていらっしゃるのかという点が一点と、それから消防に限らず車の更新について、一応の基準はあると前にその基準を見せてもらったことはあるのですが、そのときに今後、買換えのスケジュールというか、今後の見通しのようなものをせめてつくってくださいと本会議で言って、総務課長が前向きな答弁をしてくださったのですが、それについてどうなっているかお答えください。

○佐々木議長 浅海消防長。

○**浅海消防長** 消防車両の更新基準につきましては、国の整備指針に基づき、県内の他の消防本部、13消防本部と同様に車両ごとに更新年数を設定しております。救急車が13年から15年、その他の消防車両が20年から25年という基準を設定しております。

消防車両は全部で13台ほどあるのですけれども、更新の基準年数を超えたものというか古い順に更新をする計画を中長期計画で立てております。

○**佐々木議長** 総務課長。

○**立花総務課長** 公用車の関係でということをございましたのでお答えさせていただきます。総務課で管理しております公用車につきましては、大きく2つに分けて、町内で移動する公用車、あとは出張用の公用車という形で区管理をしております。

町内移動の公用車につきましては、購入から20年以上を経過していることなど、その時々車両状態、また出張用車両につきましても購入から10年以上、走行距離等も一定の基準を定めております。

以前、金繫議員のほうから、稼働率でありますとか、その辺を踏まえて適切な公用車の導入・配置をといるところをございました。公用車の稼働率につきましては、どうしても時間ではなかなか把握ができかねますので、使用状況のほうは確認をさせていただいております。そういったところを踏まえまして、場面場面で所管替えをしますとか、新たな安易な更新に至らないような形で、以降、公用車の管理のほうは注意を払って管理をしている状況でございます。

以上です。

○**佐々木議長** 金繫議員。

○**金繫議員** 注意はさせていただいて当然なのですが、それを客観的に職員の皆さんに見える形で、基準については共有されていると聞いたのですけれども、今後の見通しですよ。欲しいと言ったらどんどん買ってもらえるのか、ではなくてやっぱり全体として。だって人口は減っているのに車の台数が増えているのはおかしいではないですか。どんどんどんどん維持費もかさむ。無駄遣いにしか思えないんですよ。愛南町の面積は増えているんですかと私も本会議で言わせていただきましたけれど、そのぐらい摩訶不思議なことなんですよ。

だから今後のスケジュールについて見える形で、客観的な形にさせていただきたいのですけど、それはしていただいけませんでしょうか。

○**佐々木議長** 立花総務課長。

○**立花総務課長** 要望があったから買換えをしているわけではございません。要望がありましたら、更新の必要と判断しなかった理由を担当課のほうに提示をして、例えば公用車1台減になるとか、引き続き公用車を保有管理をしていただくとかという形で状況を把握しております。

全所属のほうにつきましては、使用状況のほうはそれぞれの各所属のほうで状況確認、総務課のほうでも確認は取っているところなのですけれども、その辺につきましては共有を図ることが可能なデータでありますので、共有を図りながら公用車の適切な使用、保有台数を図っていきたいと考えております。

以上です。

(発言する者あり)

○**佐々木議長** お願いします。

原田議員。

○**原田議員** 今度、車両を更新することなのですが、大変すばらしい車両を入れるということとで心強いのですが、この古くなった車両ですよ、これは今後完全に処分をするのか、どうするつもりですか。

○**佐々木議長** 消防長。

○**浅海消防長** 処分方法はまだ未定なのですが、救助工作車の場合は県の消防学校のほうに寄贈をいたしました。寄贈をすることや、あと売却、そしてまた総務省消防庁のほうを窓口とし

て国際貢献のために国外へというような道もありますので、まだ決定はしていませんが、現時点ではその3つぐらいを選択肢として考えております。

以上です。

○佐々木議長 原田議員。

○原田議員 確かにもう27年たって、部品もないということらしいのですが、今までその部品がなくても、いろいろ工面をしては使ってきた車両もあると思うんですよ。せっかくこれ5トン水が積めるんですよ。これを大災害時のときに、この水槽車というのは非常に役に立つと思うんですよ。今回の能登半島の地震においても、被災した人が皆さん口にするのが、水が要ると、まず一番に水が欲しいということを行っていますよね。これ維持費に結構かかりますけれど、このままこの車両を置いて、大災害はいつ起こるか分からないのですが、そういうときに水槽車として、水を供給する車として活用するという、そういったことは考えてないですか。

○佐々木議長 浅海消防長。

○浅海消防長 原田議員が言われるのは給水車のことだと思うのですが、今の現行の水槽車のタンクはステンレスでできておりまして、この前ちょっと中をのぞいたら、若干、コケとかさびとかはついていたのですが、27年たっているとは思えないくらいきれいなものだったので、水道課には給水車というのが、3トンの給水車があるということは聞いておりますけれど、また今後、水道課とも協議して、必要性があるかどうかをまた確認をして、検討していきたいと考えております。

○佐々木議長 よろしいですか。

鷹野議員。

○鷹野副議長 ポンプの会社のと、あと昔、5トン車、これ給水でちょっと坂やったらなかなか動かんとか、坂がなかなか駆け上がりにくいとか、やっぱり27年もたてば車の性能もいいんでしょうね。そこを2つ。

○佐々木議長 浅海消防長。

○浅海消防長 見積りを参考までにということで提出をしていただいて予算計上した業者は、長野ポンプというところと小川ポンプ工業、それから新日本ライフテック、この3社に見積りを徴取しました。モリタはちょっと依頼をしたんですけど出てこなかったの。

(発言する者あり)

○浅海消防長 車種は日野です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、10番を終わりたいと思います。

続きまして、11番、職員の服務等に関する見直しについて(会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、宿日直の見直しについて、定数条例の改正について)を議題といたします。立花総務課長。

○立花総務課長 資料11、職員の服務等に関する見直しについて、3点説明させていただきます。

まず1点目、会計年度任用職員の勤勉手当の支給についてです。

地方自治法の一部を改正する法律により、令和6年4月1日からパートタイムの会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となりました。これに伴い、フルタイムの会計年度任用職員も含め同様の運用とするよう愛媛県より助言を受けており、賞与の支給割合は令和6年度から正規職員と統一化し、支給する予定です。なお、勤勉手当の支給については、正規職員と同様に適切に人事評価を実施し、評価結果を踏まえた上での支給を行います。

次に、2点目、宿日直の見直しについて説明します。令和6年度から、職員の働き方改革、コスト縮減の観点、また住民サービスの低下を招くことがないように、宿日直業務の見直しを行います。現在、内海支所、一本松支所、西海支所で行っている宿日直業務は廃止とします。た

だし、内海支所は貸館事業があるため、その補完を会計年度任用職員にて担う予定であります。本庁につきましては、正職員による宿日直業務を土・日・祝日の日直業務のみとし、宿直業務については専属の会計年度任用職員によるシフト制により運用をしたいと考えております。

なお、令和6年4月の1か月間においては、OJTの観点から、正規職員1名と専属の会計年度任用職員1名体制で試行的に実施し、本格の運用は令和6年5月からとしたいと考えております。

最後に、3点目、定数条例の改定についてです。職員の定数は、職員定数条例によりその上限を定めることとされていますが、本条例の定数は、平成19年3月26日条例第3号から改正を行っておらず、現在の職員数と乖離した状態です。そのため、現状に応じた定数とするため、町長の事務部局の職員は385人から300人に、教育委員会の事務部局の職員は110人から60人に、消防の職員は50人から55人に改正を行う予定としております。

以上、職員の服務等に関する見直しについて、3点説明をさせていただきました。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

金繫議員。

○金繫議員 会計年度任用職員に勤勉手当の支給はいいことだと思うんですが、現在、愛南町、フルタイム・パートタイムそれぞれ何人いらっしゃるのか、数字を教えてください。これらの会計年度任用職員の方たち、現在、育休・産休というのは取れる状況になっているんですか。それは正職員と全く同じレベルで取れるんですか。では人数をお願いします。

それから、3のところにある定数条例の改正なのですが、これは正規職員の定数ということではよろしいんですね。

以上、お願いします。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 現時点での会計年度任用職員の人数になりますが、フルタイムで勤務していただいている方が223人、パートタイムで勤務していただいている方が83人となります。

会計年度の職員の方も金繫議員がおっしゃいましたように、育児休業の取得は可能と現在なっております。

定数条例の改正の人数についてですが、こちらにつきましては、正規の職員の人数となっております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

吉村議員。

○吉村議員 この定数条例の件なんですけど、ちょっとお伺いしたいんですけども、過去、何年前にも、これは一般質問でやってもいいんですけども、ついでのことです。

途中退職者がちょっと目立った時期があったのですが、最近も途中退職がちょっと増えていると。ひきこもりというのか、そういう話をよく耳にするのですが、その辺はどういうふうになっているんですか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 年度途中の退職者については、実数としてあります。理由としましては、一身上の都合というところでの届けになっております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

(発言する者あり)

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 あくまで一例で申し上げますと、メンタルの不調等は、本町においての職員も発

生している状況でございます。

その分につきましては、専門機関での相談窓口を設けておりますのと、また並行しまして、相談者からの同意がありましたら、職員のほうもサポートを行っている状況でございます。また、療養が発生した場合におきましては、定期的な面談を行いながら復職に向けたサポートをそれぞれ行っている状況でございます。

以上です。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 そうしたらいじめという問題はないんですか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 ハラスメント的なところではございませんか。そういった場合につきましては、個々の職員から申出がありましたら、服務規程でちゃんと設けておりますので、組織として適切に対応する体制は整えている状況です。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

それでは、11番を終わりたいと思います。

続きまして、12番、愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題とします。担当課の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について説明をいたします。

まず、1の趣旨についてですが、本条例は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法令を適用し、人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等に愛南町職員を派遣し、その公益的法人等の業務に専ら従事させるために必要な事項を定めるため新たに制定するもので、2ページ以降に条例案を添付しております。

次に、2の条例の内容についてですが、条例の内容といたしまして、2ページの第1条の趣旨をはじめ、第2条では職員の派遣を、第3条では職員派遣の職務への復帰を、3ページの第4条では派遣職員の給与を、第5条では職務に復帰した職員に関する愛南町職員の給与に関する条例の特例を、第6条では派遣職員の復帰時における処遇を、第7条では報告を規定しております。

1ページにお戻りください。

3の職員の派遣等については、社会福祉法人御荘福祉施設協会、及び社会福祉法人愛南町社会福祉協議会の町内2法人を予定しております。また、派遣の適否につきましては、派遣先団体の業務の全部または一部が愛南町の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ愛南町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるかで判断することとしております。

最後に、4の今後についてですが、本条例は令和6年4月1日から施行するものとしております。また、職員の派遣時期につきましては、人的援助を必要とする時期を見極め、適切に行う予定であります。

以上、愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についての説明とします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑はありますか。

金繫議員。

○金繫議員 分からないので、趣旨は書いてあるのですが、やっぱり背景、これがなぜ必要かというのがよく分からないのですが、教えてもらえますか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 この制定の背景でございますが、法人等への人材におきまして、例えば保育士でありますとか、福祉に関する専門職員でありますとか、そういったところの人材確保が非常に困難になっているという相談を受けております。

そのような相談を踏まえまして、この条例を定めることによりまして、先ほど最後のところで御説明をさせていただきましたが、時期を見極めながら適切に行いたいというふうを考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

金繫議員。

○金繫議員 そうしたら、職員さんの給与は税金、愛南町の予算から払うことになるんですね。社協とか、これは自在園ですか、御荘福祉施設というのは。そこで働いてもらう。そこでの施設の利益にはなる。もちろん間接的には町民全体の利益になるのですが、なぜ公務員、愛南町の職員さんを派遣する必要があるのか。人手不足というのはもちろんどこの職種でもそうにして、それなりにやっぱり皆さん大変に苦勞をされて探しているはずですよ。なぜここだけ公務員を派遣して税金を払うのかというところ、もうひとつ、もうちょっと理解できるようにお願いします。

介護とか、現場で人手不足のところはたくさんありますよね。介護訪問改悪の方向で、小さい事業所は潰れるかもしれないというような状況に差し掛かってきているのですけれど、その中でこの2つだけを税金で支援するというところ、もう少しお願いします。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。公益的法人の設立の要件の中に、公益に関する事業を行うこと、それと営利を目的としないことなどが設立の要件として公益的法人等はうたわれている状況でございます。

そういったところを踏まえまして、先ほど触れましたが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律がございますので、これに適用しまして、必要が生じたときに職員が派遣できる環境を整えたいという考えで、この条例を制定したいというふうを考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繫議員。

○金繫議員 一応、町議会で聞きたいので、これ、愛南町議会基本条例に関わりますけれど、10条に基づいて、やはり将来にわたる方向転換、やっぱり1人の人を派遣したらどれぐらいかかるのか、何年ぐらい・・・しているとか、やっぱり事業の具体的な見通しというか、計画自体を出してもらいたいと考えますので、10条に従って書類を出してください。3月議会までに。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 資料を整えまして、提出をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、12番を終わりたいと思います。

13番、選挙公報発行条例の検証についてを議題とします。担当課の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 資料13によりまして、選挙公報発行条例の検証について、昨年11月22日に報告をいたしました以降の確認しました状況を報告させていただきます。

まず、1の選挙公報発行スケジュールについて、県内2町に確認したものを表にしております。2町とも印刷業者に印刷を依頼し、配布方法は新聞折り込みによるもので、配布するまで

に3日から4日を要しているものを表に落とさせていただいております。この内容は、前回の報告と変更はございません。

次に、2の印刷業者との協議内容及び結果についてですが、選挙期間の短い町の議会の議員及び長の選挙において、確実に選挙期日の前日までに選挙公報を印刷し、配布する必要があるため、印刷業者と協議を行いました。

まず、(1)の協議した事業者数は、愛南町へ指名願いを提出していただいている事業者等で、9社にお聞きをしております。

(2)の協議内容及び結果についてですが、2つの項目について協議をいたしております。1つ目は新聞折り込みでの配布に対応できるかどうか、2つ目は選挙公報の配布まで委託した場合、期間内に対応できるかというところについてです。

1つ目の新聞折り込みによる配布については、選挙期日前日、土曜日の朝刊の折り込みにより配布することを想定し、新聞折り込み配送センターへの納品期限、具体的に申しますと木曜日の午前中に対応が可能かどうかについて協議・確認をさせていただいております。協議の結果につきましては、日程的に厳しいとの回答が4社、日程的に間に合わないとの回答が5社でありました。

2点目の選挙公報の配布まで委託した場合の対応については、協議しました9社とも期間内での対応はできないとの回答でありました。

全ての印刷業者から、新聞折り込みをするための納品期限が令和5年10月から配布希望日の2営業日前の午前中となったことの影響がかなり大きく、日程的に確実に対応できるとの回答は得られなかった状況であります。

また、印刷業者に配布までを依頼した場合について、配布方法としてポスティングが考えられますが、配布するために日数が必要との回答が多かった状況でございました。

今回確認しました内容を、3月の選挙管理委員会に報告し、各委員から意見をお聞きする予定で、今後もこの条例制定について協議を進めてまいりたいと考えております。

以上で選挙公報発行条例の検証についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

金繫議員。

○金繫議員 印刷する自体は、納品自体は可能であるということですが、選挙公報の配布まで委託したら、それは対応できないと。選挙公報の配布委託を印刷業者にするという事で検討されたということですよ。印刷業者は愛南町にない業者さんばかりですよ。そこにポスティングをお願いするという考えですか。

これ、ポスティングはポスティングで、やっぱり専門業者に考えるなり、区長さんたちにお願ひするなり、やり方はあるじゃないですか。宇和島の印刷業者にわざわざ来てもらって、ポスティングしてくださいというやり方自体がそもそも私は不可能な発想だと思いますけれども、そういうほかの方法は検討されなかったんですか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 ポスティングの方法で具体的に考えますと、今、金繫議員が言われましたように、自治組合の区長、行政協力員の方がまず考えられる候補かと思ひます。

それを含めまして、次回の委員会のほうに報告をさせていただいて、御意見を伺ってまいりたいというふうと考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繫議員。

○金繫議員 では選挙管理委員会で、区長さんらにお願ひして配布するという事も検討されるということですのでよろしいんですね。

これ、愛媛新聞への折り込みということを考えていらっしゃるんですけど、郵便局とか公民館とか、置くことだけでもいいと思うんですよ。全戸配布がかなわなくても。愛媛新聞でもどんどん購読者が減っていると思います。以前は5,000あったと言われてはいますが、今、どのくらいあるか分かりませんよね。そうしたら、世帯数、愛南町の9,000世帯の半分以下かもしれません。それを考えたら、公民館にばっと配って、公民館に見に行ってくださいと、掲示しておきます、持ち帰りできますでいいのではないですか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 今、金繋議員が言われました公民館に置くことは可能でありますし、国政選挙、県政の選挙におきましても、公民館、本庁及び各支所のほうには置かせていただいております。選挙条例に関しましては、前回ももう少し確認を、調べる必要があるというふうに向ったところではございますが、配布をしなければならないというところがございまして、置くだけの行為をもって配布したとはちょっと言い切れないところがございまして、多くの自治体が新聞折り込みにより補完措置として配布をしているという状況でございます。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

金繋議員。

○金繋議員 その配布なのですけど、だから新聞折り込みをしたら配布という要件をクリアできるのか、ほかの方法ではできないのかというところは調べましたか。

さっきも言ったみたいに、新聞を取っている人はもう本当に少ないんですよね。それで半分以上の配布で配布と言えるんだったら、ほかの方法ありますよね。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 こちらにつきましても、可能な限り県内の自治体にお聞きをさせていただきました。配布をしなければならないということで、特段の事情がある場合は新聞折り込みにより配布した行為がみなされるというところがございまして、多くの自治体が新聞折り込みによる配布を行っている現状でございます。

○佐々木議長 金繋議員。

○金繋議員 前回もお聞きしたんですけども、印刷業者、町外の印刷業者にお願いして持ってきてもらうようなことをするのであれば、庁舎内で性能の良い、今ある現存のコピー機は性能が悪いとおっしゃいましたので、性能の良いものをリースして、ここの中で印刷すれば即日できると思うんですよ。それは万が一何かがあったらいけないのというようなお答えだったので、万が一何かあったらとは何なんですか。それは検討されないんですか。しない理由は何ですか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 まず最初に御意見をいただきました性能の良いコピー機というところでございますが、選挙公報につきましてはタブロイド版等の紙面の構成が一般的に考えられるかと思えます。あまり用紙が小さいものと、印字したものが見れないというところがございまして、なかなか現状で保有しているコピー機ではちょっと対応ができかねるというところでございます。

タブロイド版のコピー機につきましては、印刷が可能なコピー機があるのかどうかについてはまだ確認は取れておりません。そういう現状でございます。

それと、選挙公報ということですので、ここは十分に内容に誤りがないような確認をもって印刷・配布、これは責任が選挙管理委員会に大きく生じるものですから、万が一誤りがあった場合に、公平な選挙につながらなかったというような御意見も寄せられるかと思っておりますので、その部分につきましては、十分に注意を払う必要があるのではないかなというふうに思いまして、前回の発言とさせていただきます。

以上です。

○佐々木議長 それでは、ほかに質問はないようなので、13番を終わりたいと思います。

ここで、執行部は退席をお願いいたします。ありがとうございました。御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。あの時計で55分まで休憩します。

(休憩)

○佐々木議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

すいません。会議を再開します。よろしいですか。

これからは議会協議のほうに移りたいと思います。

資料のほうの1番、重要案件抽出の協議についてを議題とします。

本日の執行部報告のうち、二重下線の1番、2番、5番、6番、9番、10番、11番、12番が定例会に関わる協議議題です。3月定例会において委員会付託とする案件など、何か御意見はございませんでしょうか。御意見はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ありませんかね。ないですか。ないようなので、1番を終わりたいと思います。

それでは2番、意見交換会での意見抽出・議会回答についてを議題とします。

お手元の議会資料1を御覧ください。タブレットで皆さんお目通しだとは思いますが、議会回答案を事務局に考えてもらって出しております。これでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 構いませんか。では、このようにいたしたいと思います。

それでは、3番の令和6年度一般会計「議会費」「議会運営事業」予算についてを議題とします。これは事務局。

本多事務局長。

○本多事務局長 では、議会資料2、令和6年度一般会計「議会費」「議会運営事業」予算の説明をさせていただきます。

令和6年度の議会費の当初予算について説明させていただきます。

令和6年度の予算額は、令和5年度に比べ42万3,000円の増額となっています。

予算の主な内容について説明をいたします。

4節、共済費の議員共済会負担金については、66万5,000円の減額ですが、これは給付費負担金率の変更による減額です。

7節、報償費の講師謝礼については、議員研修の講師謝礼として25万1,000円を計上しております。令和5年度の予算から5万円を増額しております。

8節、旅費につきましては、12万4,000円の増額です。費用弁償については、本会議、委員会等に伴う費用弁償、普通旅費については、事務局職員の出張旅費を計上しております。昨年とほぼ同額を計上しております。

10節、需用費については、52万3,000円の増額です。タブレット端末の更新に係る消耗品費58万1,000円が主な要因です。

13節、使用料及び賃借料については、36万7,000円の増額です。これは再リースで使用しているタブレット端末の新規更新に伴う電算機器リース料22万1,000円が主な要因です。

その他の予算は、令和5年度とほぼ同じ内容となっております。簡単ですが、令和6年度の予算の説明とさせていただきます。

○佐々木議長 説明が終わりました。

この一般会計予算について、質疑ございませんか。

金繋議員。

○金繫議員 幾つかあるんですが、一つは前に全協でお願いしていた12の委託料に関する、会議録の作成なんですが、本当に議会活性化が進んで、膨大な量の事務、議事録を作らないといけないということで、非常に半年ぐらい遅れたりして、もう資料として使う価値というのがほとんどない状態になってしまっています。それで、町内の方に委託というか、アルバイトなりしていただくよう検討をお願いしていたのですが、その件はどうなりましたでしょうかという点と、それから、その場合には外部に委託するという、町外の会社に委託するというのはなしにして、町内の方に委託ということになるのですけれども、それは検討していただけないでしょうかという点が1点。

それから2点目は、町村議長会での研修なんですけれども、入っていましたよね、香川県。前回、5番の旅費です、研修費。徳島に行った後、議員の皆さんから共通の評価が出ていて、もっと役に立つというか、実務的な内容にしてほしいというようなことを議長会に伝えてくださいということをお願いしたんですけど、その進捗状況を教えていただきたいのが2点目。

それから3点目は、報償費の講師謝礼なんですけど、今年度どのようなものを考えていらっしゃるか。特に昨年、議会だより準備委員会のほうでも熱望していた佐久間先生がかなわなかったんですけども、できれば来年度、早い時期に入れていただけたらと思うんですが、その点、御検討いただいているかどうか、お願いします。

○佐々木議長 香川県の研修については私のほうからお答えします。

今度の研修会の講師は江藤先生でしたか。うちに来たこともある。一応、江藤先生を予定しております。議題が報酬、今、全国的に報酬問題で話題になっていますけれども、その報酬の件に関しての講習というか、研修というか、そういうのを予定しております。

(発言する者あり)

○佐々木議長 すいません、ごめんなさい。愛媛県ではそういうふうには予定をしておりますけど、四国のほうではまだ連絡は入っておりません。まだ決定はしておりません。講師を誰を呼ぶかというのは、日程的には決まっているんですけど、高松のサンポートで、時間も決まっているんですけど、講師を誰を呼ぶかというのは決定はしていないみたいです。

愛媛県のほうは、今度、夏にあるやつは江藤先生。

○金繫議員 実務的な内容の研修をお願いします。

○佐々木議長 分かりました。以上です。

本多事務局長。

○本多事務局長 先ほど質問がございました、会議録の作成業務委託料について回答させていただきます。これにつきましては、今回の予算も昨年と同様に業者委託料の予算を計上させていただいております。

会議録の作成が非常に遅くなって、御迷惑をかけている状況ではあるのですが、前方、石川議員のほうからも御提案があったかと思うのですが、最近の会議録の反訳のシステムが向上しているという点も含めて、また、金繫議員が言われたように愛南町の町内の方に委託するという点も含めて、引き続き検討はさせていただけたらと思っております。

あと報償費の関係なんですけれども、これについては研修計画に関することなので、この場で決定ではもちろんないんですけども、今のところ広報の準備委員会のほうから、取りあえず広報を作って、それを佐久間先生に一度見ていただいて、そこで再度検証したいというような要望もありましたので、そういったことも含めた研修計画をつくりまして、議会運営委員会のほうに諮りたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに何か質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、3番の予算については終わりたいと思います。

4番、その他、議会議員の請負の状況の公表に関する条例の発議についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 請負の状況の公表に関する条例の内容につきましては、先般1月23日の全員協議会のほうで説明をさせていただいたとおりなのですが、これにつきましては3月定例議会の最終日に上程することを予定しております。

そこで、今回は発議者、そして賛成者について決定をしていただきたいと考えているのですが、昨年度、個人情報関係の条例を制定した際には、発議者は議会運営委員長、そして賛成者は両常任委員長とさせていただいております。これを参考に御決定をいただければと思っております。

以上です。

○佐々木議長 説明が終わったのですが、質問はありませんか。

ないですかね。よろしいですか。

それでは、(1)のこれは終了します。

(発言する者あり)

○佐々木議長 これは諮らないけんね。これでよろしいですか。賛成の方はいいですか。

(発言する者あり)

○佐々木議長 それで、反対する人はおりませんね。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 ないですね。それでよろしくをお願いします。

(2)令和6年能登半島地震に係る義援金についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 能登半島地震に係る義援金について、お寄せいただいた義援金につきましては、速やかに愛媛県町村議会議長会に送金しまして、県議長会にて取りまとめの上、石川県町村議会議長会を通じて被災町村に送金されることとなります。

以上、御報告をさせていただきます。

○佐々木議長 この件に関してはよろしいですか。では、よろしくお願いいいたします。

(3)その他について、何かございませんか。

山下議員。

○山下議員 前回も言ったのやけど、町長選と町議選の同時選挙について、一応まだキャッチボールができていないということで、金繋議員も、やっぱりメリット・デメリット、ある程度議論するべきではないかということは、私もそれは賛成なんですけど、事務局にこの前タイムスケジュールを聞いたんですが、その点皆さんも理解していると思うんですが、私一つ、提案をして可決する場合、例えば14人で何人が賛成して、何人が反対したら可決なのかとか、そして1人欠けた場合、2人欠けた場合、ちょっとその説明を求めます。

○佐々木議長 事務局、説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明をさせていただきます。地方公共団体の議会の解散に関する特例法にその定めがあるわけなんですけど、4分の3以上の議員の出席の下、出席議員の5分の4以上の特別多数決が必要となります。

それを鑑みますと、14人全員の場合は、5分の4が12人、13人の場合は11人、12人の場合が10人、11人の場合が9人となります。

以上です。

○佐々木議長 よろしいでしょうか。愛南町の場合は14名のうちの。

○山下議員 それで、この間も言いよったんやけど、これは議決なので、可決するのか、否決するのか分からんので。例えば可決した場合、新しい議員に立候補しようとする方、結局、通常な来年の4月、これは半年前倒しになるので、そういうような広報というか、9月定例会で上程した場合、可決すれば解散ですよとかいうこの周知は私は絶対必要だと思うんですよ。この周知は議会として早いうちに何かの方法を使って周知すべきではないかと思いますが、皆さんの意見をお聞きしたいのですが。

これはあまり町民の人に情報もなしに……。

○佐々木議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 やはり、金繋議員も言われよりましたけど、メリット・デメリットとかよく分からない部分もあるし、それで広報の部分もある。そして、議員報酬の関係もあるんだから、全員協議会でやるとか、特別委員会を設けるとかいうことで、きちんと整理していくべきだと私は思います。

以上です。

○佐々木議長 そういう意見が出ましたが、ほかに意見のある方はございませんか。

吉村議員。

○吉村議員 これは、特別委員会というのはまたあれなので、全員協議会で皆さんが協議して、要は合議体ですので、特にみんなが話し合ってやっていいのではないですか。いきなりこうではなくて、やっぱりそれなりの、今、嘉喜山議員も言ったメリット・デメリット、それぞれ意見はあると思いますけれども、私は前も言ったように、7年前からそれを言っているんですけども、それは別にして、もうだから協議したらどうですか。

スケジュール、今日の今日はもう大変疲れちゃったので、今日というわけには。議長がすればあれやけども。

○佐々木議長 また、事務局と相談しまして。

那須議員。

○那須議員 嘉喜山議員の言われることも分かるんですよ。さっき山下議員が言われたように、議会としては同日選挙を目指して特別委員会をつくってやっているよというふうなアピールの一つにもなると思うんですよ。ただ議員協議会でやるだけではなくて、議会が本気で特別委員会をつくって、そっちの方向で行くかもしれないし、成立しないかもしれない。ついでに、その中で議員報酬であるとか、政務調査費であるとか、そういったことも議論できるのではないかなというふうに思うんですけども。

○佐々木議長 そういう意見もございしますが。

吉村議員。

○吉村議員 議長を除く全員で特別委員会ということだったら結構なんです。やっぱり何人かの分ではなくて、私が言ったのはそこだったのですけれども。そういうことなので、これはもう皆さんの考え方次第なので。ただこれ、スケジュールを、それもパフォーマンスは本気で取り組んでも、今さら議会がこがいになっているというのは、今さらパフォーマンスを出すことはないし。ただ、取り組んでいるということ、姿勢を見てもらうという意味であれするんだったら、それはやぶさかでないと思いますけれども。これは皆さんの意向次第で。

○佐々木議長 参考にはなるかと思いますが、鬼北町議会が今度、今、同日選挙ではないんやけど、議員報酬の件で、報酬審議会のほうから来てくれと、議員さんの話を聞きたいというふうな報酬審議会の会があるそうです。けれど愛南町の場合は、我々は報酬審議会のメンバーも顔も知らんし、また呼ばれたこともないし。ほかの町村はそういうふうに進んでおります。どこも、上島もこの間、議運の委員長といろいろ話をしたんですけど、いろいろと進んでおりますので、それも合わせて、それから政務調査費、それも合わせて協議してまいりたいと思います。

それでよろしいですか。全員で、これは特別委員会で何人かが決めるのではなくて、もうオ

ール、全員が協議していくようにしたいと思います。

(発言する者あり)

○佐々木議長 原田議員、何か。

○原田議員 なるべく早い時期にやっていただきたい。

○佐々木議長 それで今日はちょっと決を採りますか、それでね。そういうふうな感じで進んでいったらいいと思う人。賛成の方は。

(発言する者あり)

○佐々木議長 いや、さっき吉村議員が言いよったように、さっきの同日選挙、それから議員報酬、それから政務調査費、合わせて全員で特別全協で協議していくと。

吉村議員。

○吉村議員 ちょっと待って、議長。話を遮って申し訳ない。

これ何、議員報酬、何もかも一緒の特別委員会というのはちょっと、何か絞らないと。

○佐々木議長 そうしたら、優先的にはどれをいきますか。はい。

○山下議員 大分前なんやけど、去年の8月か、この議題を私が提案したときに、鷹野副議長が議員報酬も同時にしたらどうかというところで私は反対したんですよ。議員報酬と同日選挙を同じにすると、同日選挙で経費が下がった分、議員の報酬は上げるということで、あんまりこれは効果がないので、これは切り離してするべきということで、私は同日選挙は切り離して、議員報酬とか別のを特別委員会と。一緒に2つも3つも合わせて特別委員会をつくる必要はないと。

そして、この同日選挙はもう議員個人の問題なので、議員個人が賛成するか反対するか、それなんで、議決は。

○佐々木議長 金繫議員。

○金繫議員 その点について、私も前に言わせていただいたんですけど、これは議員個人の問題ではなくて、住民にとってどうかという観点からしっかり議論しないといけないと、江藤先生も月間ガバナンスで、上下でしっかりと書かれています。やっぱり町民にとっての選ぶ権利、それから議会の活性化という点からは、別の日程にしたほうが意義があるというような内容も書かれています。やっぱりこれはしっかりと町民の視点で考えないといけないことだと思います。

同時に、歳費についても少ないから上げましょうという話では絶対ないはずで、これは町民にとってどうなのか。若い人が議会に入ってくれない、今の歳費では。じゃあ若い人に入ってもらえるために歳費を上げればいいのか、いいのだったらやっぱり特別委員会を立ち上げてやらないといけないと思うんです。やっぱり自分たちがどうこうということはもうほとんど関係ないと思います。やっぱり町民のためを第一に考えて行うべきだと思います。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 同日選挙についても、前から山下議員のほうの発案があったんですけども、1年たってもまだ全然何も進展してなくて、同一にしよう、報酬を上げよう、それだけで終わっているんですよ。もう具体的にこうやって進めていかないと、いつまでたってもできませんし、今、同日選挙をするのであれば、もう期間的に我々も準備しなければまずいですし、なかなかここは難しいところもありまして、声だけではなくて実際に何かをスタートさせてもらわないと何も進展していない。そういう状況が今、1年ぐらい続いていると思うんです。

だからこうやって全員協議会の中で、提案は山下議員、ベテランの方が言ってくれるんですけども、その後全然進展していないのが現状なので、ここはしっかり事務局もしくは議長のほうで進めていただければというふうに思います。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 いかんせん議長が、投げたボールが返って来ないので、去年の8月から。本当に早く進めてほしいと。

(発言する者あり)

○佐々木議長 吉村議員。はい。

○吉村議員 ちょっと振り返って、山下議員からこの発言が出たのですが、議長選の公約に議長は挙げたのではなかったっけ、報酬の何とかいうのは。上げていたやろ。あら、聞きよらん。

(発言する者あり)

○佐々木議長 ああ公約。はいはい。

○吉村議員 それで、議長の腹というか、それも上げて方向でいうことで今、現職なので、その辺は今意見が出よるんやけど、どれもこれもはあれやけど、優先順位を、今、議長会でもこの間話をちらっと協議会でしとったやろうか、何か流れがこうなっているという話は私らも聞きはしたけども、どの辺に方向性を持って行って、順序的に、ただ公約では自分で挙げていたので、どうですか。

○佐々木議長 分かりました。私は公約でも挙げていたのですが、今、県のほうの議長会のほうでは、報酬問題がもう一番の議題です。先週も議長会があったのですが、全国の議長会の部長さんが来られて、後で皆さんにタブレットのほうに流しますので、いろいろなことを書いています、全国のいろんなことが。それをまた見ていただいて。優先順位としたら私はもうそういうふうに、愛媛県の流れからしたら、議員報酬を先に取り組まなければいけないのではないかなというふうに思っております。

今度の同日選挙は、逆算していったらちょっと日程的には今のところは難しいのかなと。どうですか。はい。

山下議員。

○山下議員 全然考え方が間違っていますよ。議員発議なんで、例えば1人2人の賛成やったら、全員が反対しようがこれを発議するんですよ。必ず。

○佐々木議長 発議はしてもらったら、結果は出ますな。

○山下議員 発議で、結果は分からんけど、発議するためには、ひょっと可決した場合のことを考えて言いよるので。そうでしょう。

だから、これは今遅いからもう次だ、そういう問題ではないんですよ。町民に周知は必ずしてほしい。それをみんなで協議していつまでにするか、一日でも早くするか。

○佐々木議長 山下議員、今までも、何期も議員されている人は、そういう同日選挙という話は結構前からあったのですか。

○山下議員 ありましたよ。

(発言する者あり)

○佐々木議長 それをそうしたら。

○吉村議員 いやいや、これは前も言ったように、自分が自分がと言うつもりはないけども、私が言うたときはほとんど反対だったでしょう。私が協議会で投げかけたときは。もう大分前の、8年ぐらいやなかったかな。8年か9年ほど前に初めて同日選を言って、自分らが腹をくくったらこうこうでこうなのでとこの間も言った。

(発言する者あり)

○吉村議員 ドイが代表で大反対したんやけどもやっぱりあれやったけど、結局それに対して協議という部分はないままでずっと来よったと。それをこの間、彼が出したと。そういうことなので。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 協議もないというよりも、議員発議で誰も出さなかった。もう必ず否決されるということが出さなかったということが一番の問題なので、やっぱりこれは。

(発言する者あり)

○山下議員 だから、やっぱり時代も変わるし、そういう議員も出てきているので、それは必ず発

議はするので、そうした場合の周知が必要ではないかという話を皆さんにしているのです。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 今話を聞きよったら、さっきは特別委員会をつくって協議をどうのこうのと言いつたけれども、今話を聞きよったら、今度で発議を出すんで。発議を出すんやろ、今話を聞きよったら。

○山下議員 協議をしていって、私は例えば、私1人が賛成で全員が反対でも、私は出します。

○吉村議員 だから今度出すんやろ。

○山下議員 出します。

○佐々木議長 本多事務局長。

(発言する者あり)

○佐々木議長 暫時休憩します。休憩を取ります。

(休憩)

○佐々木議長 休憩を解きます。会を再開します。

それでは、いろいろ意見も出しましたが、これはまた協議するようにします。

(発言する者あり)

○佐々木議長 それで、参考になるかどうか分かりませんが、書類をもらっていますので、後でタブレットのほうに皆さんに流しますので、それをよく目を通してもらっておいて、次の協議会でまたそれを協議していきたいと思います。いいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 では、最後に一点だけ確認をさせていただきます。

本日の臨時会の本会議の中で、町長の発言の中に個人名が出たということで、本日の全員協議会の挨拶の後に発言取消しの申出が口頭でございました。

これについての対応なのですが、個人名ということでございますので、本会議の生放送はもちろん修正はきかないのですけれども、あとの2回の再放送、そしてインターネットでの動画、そしてホームページでの議事録については、その個人名については削除させていただくという扱いとさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

○本多事務局長 そういうことになると思います。

(発言する者あり)

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 発言の取消しの申出は、議員しかできません。なので、本来は執行部に対しての取扱いというのはないのですけれども、今回、本会議が終わってしまった段階ではあるのですが、そういった個人名ということもありますし、議員の取扱いに準じた形で対応させていただきたいと考えております。以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、閉会の挨拶を副議長、よろしく願いします。

○鷹野副議長 大変長時間にわたり、皆様お疲れでございました。以上をもちまして、第3回全協を終わります。お疲れさまでした。